

改正後

産業廃棄物（特別管理産業廃棄物）収集運搬業許可に係る審査基準

1～2 （略）

3 申請方法等

(1) （略）

(2) 提出方法

申請書及び添付書類等は、次のいずれかの方法で提出してください。なお、申請書及び添付書類は、正副2部作成し、副本を申請者の控えとしてください。

① 郵送による提出

次の書類等を同封し、(1)の提出先宛て書留又はレターパックプラス（520円の赤色封筒のもの。）により郵送してください。なお、郵送する際に、事前の連絡や予約は不要です。

イ 申請書の正本（添付書類も含め全ての必要書類の左側に2穴を開け、とじひも等でとじた上で送付してください。）

ロ 申請書の副本（記入した申請書正本の表紙（様式第6号、第10号、第12号又は第16号の（第1面））のコピー）

ハ 申請手数料分の栃木県収入証紙（申請書の所定欄に貼付してください。消印はしないこと。）

ニ 申請書副本返送用の返信用封筒（普通郵便可。返信先を記載し切手を貼付したもの。）

ホ 許可証返送用のレターパックプラス（520円の赤色封筒のもの。返信先を記載したもの。）

② 持参による提出

あらかじめ日時を予約の上、次の書類を(1)の提出先宛て持参してください。

イ 申請書の正本（添付書類も含め全ての必要書類の左側に2穴を開け、とじひも等でとじた上で持参してください。）

ロ 申請書の副本（添付書類も含め全ての必要書類の左側に2穴を開け、とじひも等でとじた上で持参してください。）

ハ 申請手数料分の現金（庁舎で証紙を購入できます。）

ニ 許可証の郵送を希望する場合、許可証返送用のレターパックプラス（520円の赤色封筒のもの。返信先を記載したもの。）

(3)～(4) （略）

4 申請書及び添付書類等

(1) 申請にあたって提出する申請書、添付書類、記載事項等は、法令に定めるほか、次によってください。

申請様式及び添付書類等	(略)
申請書 (略)	
(申請者が法人の場合) ① 定款又は寄附行為及び商業登記法第10条に規定する登記事項証明書（旧商業登記簿謄本。以下「商業登記事項証明書」という。） ②～③ （略） (申請者が個人の場合) (略) (共通) (略) (注1) 成年被後見人等に係る登記事項証明書の申請先 全国の法務局、地方法務局の本局戸籍課窓口	(略)

改正前

産業廃棄物（特別管理産業廃棄物）収集運搬業許可に係る審査基準

1～2 （略）

3 申請方法等

(1) （略）

(2) 提出方法

申請書及び添付書類等は、次のいずれかの方法で提出してください。なお、申請書及び添付書類は、正副2部作成し、副本を申請者の控えとしてください。

① 郵送による提出

次の書類等を同封し、(1)の提出先宛て簡易書留により郵送してください。

イ 申請書の正本（添付書類も含め全ての必要書類を送付してください。）

ロ 申請書の副本（記入した申請書正本の表紙（様式第6号、第10号、第12号又は第16号の（第1面））のコピー）

ハ 申請手数料分の栃木県収入証紙

ニ 申請書副本返送用の返信用封筒（普通郵便可。返信先を記載し切手を貼付したもの。）

ホ 許可証返送用のレターパックプラス（520円の赤色封筒のもの。返信先を記載したもの。）

② 持参による提出

あらかじめ日時を予約の上、次の書類を(1)の提出先宛て持参してください。

イ 申請書の正本（添付書類も含め全ての必要書類を持参してください。）

ロ 申請書の副本（添付書類も含め全ての必要書類を持参してください。）

ハ 申請手数料分の現金（庁舎で証紙を購入できます。）

ニ 許可証の郵送を希望する場合、許可証返送用のレターパックプラス（520円の赤色封筒のもの。返信先を記載したもの。）

(3)～(4) （略）

4 申請書及び添付書類等

(1) 申請にあたって提出する申請書、添付書類、記載事項等は、法令に定めるほか、次によってください。

申請様式及び添付書類等	(略)
申請書 (略)	
(申請者が法人の場合) ① 定款又は寄附行為及び商業登記法第10条に規定する登記事項証明書（旧商業登記簿謄本。以下「商業登記事項証明書」という。） ②～③ （略） (申請者が個人の場合) (略) (共通) (略) (注1) 成年被後見人等に係る登記事項証明書の申請先 全国の法務局、地方法務局の本局戸籍課窓口	(略)

改正後

※ 郵送における申請は、下記のみ取り扱いとなります。 東京法務局民事行政部後見登録課（電話03-5213-1360） 〒102-8226 東京都千代田区九段南1-1-15九段第2合同庁舎

(略)

*1～8 (略)

(2) (略)

(3) 2以上の申請を同時に行う場合（産業廃棄物収集運搬業と特別管理産業廃棄物収集運搬業を同時に申請する場合等）には、1つの申請にのみ証明書類等を添付し、他の申請には同書類の添付を省略することができます。

なお、省略できる証明書類等は次のものとし、同一の内容の証明書類等を添付すべきときに限ります。

○申請者が法人の場合：定款又は寄附行為、商業登記事項証明書、住民票抄本、成年被後見人等に係る登記事項証明書、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、個別注記表、法人税の納税証明書、技術的能力を説明する書類（講習会の修了証の写し）、誓約書

○申請者が個人の場合：住民票抄本、成年被後見人等に係る登記事項証明書、銀行預金等の残高証明書、固定資産の評価証明書、所得税の納税証明書、技術的能力を説明する書類（講習会の修了証の写し）、誓約書

○共通事項：「様式第6号の2（第6面）運搬車両の写真」、「様式第6号の2（第8面）事業の開始に要する資金の総額、調達方法」、駐車場の不動産登記事項証明書、駐車場に係る貸借契約書の写し又は使用貸借契約書の写し、自動車検査証の写し、自動車の貸借契約書の写し又は使用貸借契約書の写し

変更届と同時に更新又は変更許可申請を行う場合には、申請書に証明書類等を添付すること
で、変更届への添付を省略できます。ただし、同一の内容の証明書類等を添付すべきときに限り
ます。

(4) 車両等の写真については、申請日前3月以内に撮影されたものとしてください。（ナンバープレート及び社名等の表示が明確に確認できるもので、カラー写真に限ります。）

車両については「7審査にあたっての基準(2)事業の用に供する施設の基準③ロ」を審査するため、車両全体を前方と側方又は斜め前方と斜め後方から撮影し、ナンバープレート及び法第14条第12項で規定する産業廃棄物処理基準（以下「産業廃棄物処理基準」という。）に基づく、産業廃棄物の収集又は運搬の用に供する運搬車である旨、氏名又は名称及び許可番号（下6桁）の表示（以下「社名等の表示」という。）を確認できるものとしてください。（社名等の表示の内容が十分に確認できない場合は、別途、表示部分を撮影した写真を添付してください。）

また、写真の添付に当たり許可番号のない申請者については、許可取得後の表示予定内容が確認できる書面を併せて添付してください。

(5) 規則第9条の2第7項（第10条の9第2項、第10条の12第2項及び第10条の22第2項において準用する場合を含む。）の規定により、申請書に直前の事業年度の有価証券報告書（栃木県で定める「優良産廃処理業者認定制度に係る事務取扱要領」に基づき、規則第9条の3（特別管理産業廃棄物収集運搬業にあっては第10条の12の2）各号の基準への適合を認められた場合であって更新許可の場合は直前の2事業年度）を添付することによって、直前3年の各事業年度における貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、個別注記表、法人税の納付すべき額及び納付済額を証する書類、定款又は寄附行為及び商業登記事項証明書に代えることができます。

(6)～(8) (略)

5～8 (略)

7 審査にあたっての基準

改正前

※ 郵送における申請は、下記のみ取り扱いとなります。 東京法務局民事行政部後見登録課（電話03-5213-1360） 〒102-8226 東京都千代田区九段南1-1-15九段第2合同庁舎

(略)

*1～8 (略)

(2) (略)

(3) 2以上の申請を同時に行う場合（産業廃棄物収集運搬業と特別管理産業廃棄物収集運搬業を同時に申請する場合等）には、1つの申請にのみ証明書類等を添付し、他の申請には同書類の添付を省略することができます。

なお、省略できる証明書類等は次のものとし、それ以外のものは他の申請に写し等を添付して
ください。

○申請者が法人の場合：定款又は寄附行為、商業登記事項証明書、住民票抄本、成年被後見人等に係る登記事項証明書、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、個別注記表、法人税の納税証明書、技術的能力を説明する書類（講習会の修了証の写し）、誓約書

○申請者が個人の場合：住民票抄本、成年被後見人等に係る登記事項証明書、銀行預金等の残高証明書、固定資産の評価証明書、所得税の納税証明書、技術的能力を説明する書類（講習会の修了証の写し）、誓約書

○共通事項：駐車場の不動産登記事項証明書、駐車場に係る貸借契約書の写し又は使用貸借契約書の写し

変更届と更新又は変更申請を同時に行う場合には、申請書に原本を添付し、変更届には写しを
添付してください。

(4) 車両等の写真については、申請日前3月以内に撮影されたものとしてください。（ナンバープレート及び社名等の表示が明確に確認できるもので、カラー写真に限ります。）

車両については「7審査にあたっての基準(2)事業の用に供する施設の基準③ロ」を審査するため、車両全体を前方と側方又は斜め前方と斜め後方から撮影し、ナンバープレート及び法第14条第12項で規定する産業廃棄物処理基準（以下「産業廃棄物処理基準」という。）に基づく、産業廃棄物の収集又は運搬の用に供する運搬車である旨、氏名又は名称及び許可番号（下6けた）の表示（以下「社名等の表示」という。）を確認できるものとしてください。（社名等の表示の内容が十分に確認できない場合は、別途、表示部分を撮影した写真を添付してください。）

また、写真の添付に当たり許可番号のない申請者については、許可番号を除いた表示の内容又は許可取得後の表示状況（予定する社名等の表示場所、表示内容）が確認できる写真として
ください。

(5) 規則第9条の2第7項（第10条の9第2項、第10条の12第2項及び第10条の22第2項において準用する場合を含む。）の規定により、申請書に直前の事業年度の有価証券報告書（栃木県で定める「優良産廃処理業者認定制度に係る事務取扱要領」に基づき、規則第9条の3（特別管理産業廃棄物収集運搬業にあっては第10条の12の2）各号の基準への適合を認められた場合であって更新許可の場合は直前の2事業年度）を添付することによって、直前3年の各事業年度における貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、個別注記表、法人税の納付すべき額及び納付済額を証する書類、定款又は寄附行為及び商業登記事項証明書に代えることができます。

(6)～(8) (略)

5～8 (略)

7 審査にあたっての基準

改正後

- (1) (略)
 (2) 事業の用に供する施設の基準
 (略)

(略)

- ①～② (略)
 ③ 運搬施設（運搬車両、運搬容器、その他）
 イ (略)
 ロ 産業廃棄物処理基準を満たす運搬施設であること
 ・産業廃棄物の収集又は運搬の用に供する運搬車である旨の表示が確認できること
 ・申請者の氏名又は名称及び許可番号（下6桁）の表示が確認できること
 ハ～ホ (略)

- (3) 申請者の能力に係る基準
 (略)

(略)

- ① 的確に行うに足りる知識及び技能を有すること
 イ 申請者（法人の場合は当該業務を統括する役員（監査役を除く）又は政令で定める使用人、個人の場合は申請者本人又は政令で定める使用人）が、次の区分により（公財）日本産業廃棄物処理振興センターの行う講習会を修了していること。
なお、修了証の有効期間は、新規講習会：5年間、更新講習会：2年間とし、申請日時点で有効なものを添付すること

申請内容 講習内容	産業廃棄物収集運搬業申請			特別管理産業廃棄物収集運搬業申請		
	新規	更新	変更許可	新規	更新	変更許可
産廃収集新規	○	○	(*3)	×	×	×
特管収集新規	○	○	(*3)	○	○	(*3)
産廃・特管収集更新	○(*1)	○	(*3)	○(*2)	○	(*3)

- 注) (*1)・・・他県において既に産業廃棄物収集運搬業許可を取得している場合又は本県において特別管理産業廃棄物収集運搬業許可を取得している場合に限る。
 (*2)・・・他県において既に特別管理産業廃棄物収集運搬業許可を取得している場合に限る。
 (*3)・・・直前の許可申請（新規・更新）の際に添付した修了証の写しを添付すること。

ロ～ハ (略)

- ② (略)
 (4) (略)

8 (略)

<注>用語 (略)

附則（令和3年12月20日改正）
改正後の基準は、令和3年12月24日から適用するものとする。

様式 (略)

改正前

- (1) (略)
 (2) 事業の用に供する施設の基準
 (略)

(略)

- ①～② (略)
 ③ 運搬施設（運搬車両、運搬容器、その他）
 イ (略)
 ロ 産業廃棄物処理基準を満たす運搬施設であること
 ・産業廃棄物の収集又は運搬の用に供する運搬車である旨の表示が確認できること
 ・申請者の氏名又は名称及び許可番号（下6けた）の表示が確認できること
 ハ～ホ (略)

- (3) 申請者の能力に係る基準
 (略)

(略)

- ① 的確に行うに足りる知識及び技能を有すること
 イ 申請者（法人の場合は当該業務を統括する役員（監査役を除く）又は政令で定める使用人、個人の場合は申請者本人又は政令で定める使用人）が、次の区分により（公財）日本産業廃棄物処理振興センターの行う講習会を修了していること

申請内容 講習内容	産業廃棄物収集運搬業申請			特別管理産業廃棄物収集運搬業申請		
	新規	更新	変更	新規	更新	変更
産廃収集新規	5年	5年	(*2)	×	×	×
特管収集新規	5年	5年	(*2)	5年	5年	(*2)
産廃・特管収集更新	2年(*1)	2年	(*2)	2年(*1)	2年	(*2)

- 注) (*1)・・・他県において既に許可を取得している場合に限る。
 (*2)・・・直前の許可申請（新規・更新）の際に添付した修了証の写しを添付すること
 ※表中「5年」とあるのは、「講習会の修了が申請日前5年以内であること」、「2年」とあるのは「同じく2年以内であること」を示す。

ロ～ハ (略)

- ② (略)
 (4) (略)

8 (略)

<注>用語 (略)

様式 (略)